

# 公 告

支担当官第101号  
令和7年10月29日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会計室長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

## 1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
25K2E20048	サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務	仕様書のとおり	1式	自衛隊サイバー防衛隊	令和8年3月1日～令和9年2月28日

## 2 入札方式

一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

## 3 入札日時

令和7年12月2日(火) 10:00

## 4 入札場所

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室（A棟 15階東側）(紙による入札がある場合のみ)

## 5 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和7年度から9年度全省府統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省府統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいづれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいづれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること（任意様式）。

（提出期限： 令和7年11月7日(金) 12:00）

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

	(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。 ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
6 入札方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
7 保証金	入札保証金 免除 契約保証金 免除
8 入札の無効	5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9 契約書の作成	作成する。
10 契約条項	役務請負契約条項 (基本契約条項) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 談合等の不正行為に関する特約条項 暴力団排除に関する特約条項 ※該当する場合
11 その他付記事項	<p>(1) 電子調達システムにより電子入札(<a href="https://www.geps.go.jp/">https://www.geps.go.jp/</a>)を実施する。 ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。</p> <p>(2) 電子入札は、 令和7年12月1日(月) 17:00 を期限とする。</p> <p>(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、 令和7年11月25日(火) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。</p> <p>(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。</p> <p>(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。 令和7年11月14日(金) 12:00 まで(メール又はFAX可) (見積書提出先) 大和: <a href="mailto:i1yamato@ext.js.mod.go.jp">i1yamato@ext.js.mod.go.jp</a></p> <p>(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおりとする。</p> <p>(7) 入札説明会は実施しない。</p> <p>(8) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。</p>
12 本記載事項への照会	入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 TEL:03-3268-3111(内線30249) FAX:03-5269-3282 (担当) 森根: <a href="mailto:i1morine@ext.js.mod.go.jp">i1morine@ext.js.mod.go.jp</a>

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)  
  
・会場                            ・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

## 別 紙

### 郵送による入札について

#### 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

#### 2 郵送する書類等

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）)

(2) 入札書

#### 3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

#### 4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

#### 5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなった場合は、無効とする。

#### 6 その他

(1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、

(2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

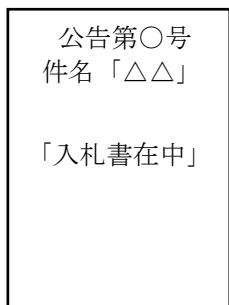
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

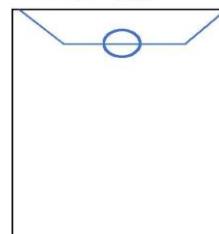
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

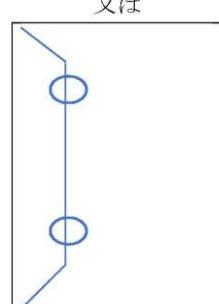
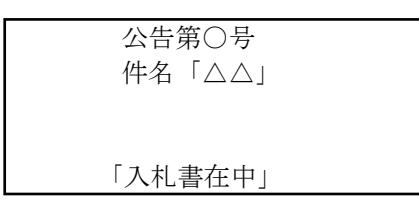
内封筒（表）長3程度



内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1  
防衛省統合幕僚監部総務部総務  
課会計室契約担当者 宛

「入札書在中」

# 入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

担当者

連絡先

調達要求番号 : 25K2E20048

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履行期限	令和8年3月1日～令和9年2月28日		
品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

# 入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 浅沼 猛 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・  
連絡者を記入(ゴム印等可)

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

担 当 者 先

調達要求番号： 25K2E20048

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和8年3月1日～令和9年2月28日	
			履行場所		自衛隊サイバー防衛隊	
件 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務	仕様書のとおり	式	1			
各欄に入札金額 (税抜)を記入						
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統合幕僚監部仕様書		
件名	仕様書番号	J S O - 1 4 - 8 0 0 1 K
サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務	作成年月日	平成26年1月30日
	改正年月日	令和7年10月17日
	作成担当課室等	自衛隊サイバー防衛隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務（以下、「本役務」という。）について規定する。

## 2 役務に関する要求

### 2.1 全般

本役務は、サイバー攻撃に関する技術情報を収集、整理及び分析することにより、官側のサイバー防護対処分析業務を支援することを目的とする。

### 2.2 本役務の実施体制

- a) 契約相手方は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定を受け、役務業務で取り扱う情報を管理できる体制にあること。
- b) 履行する業務に従事する個人（以下「役務従事者」という。）のうち少なくとも一人は情報処理の促進に関する法律第15条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けているか又はCertified Information Systems Security Professional (CISSP) , Certified Information Security Manager (CISM) 等の同等以上の資格を有すること。
- c) 役務従事者の長は、以下の1)～4)を満たすこと。
  - 1) 大学卒業又は同等以上の教養を有し、事務調整能力（文章作成能力及び官側との調整能力）を有すること。
  - 2) 職種を問わずプロジェクトマネージャとしての実務経験を5年以上有すること。（IPAの実施するプロジェクトマネージャ試験に合格していることが望ましい。）
  - 3) 我が国の中央省庁（地方公共団体を含む。）又は重要インフラ事業者に対するサイバーセキュリティ対策や国内外におけるサイバー脅威情報に従事した実務経験を有すること。
  - 4) 我が国のサイバー政策について知見を有し、行政機関のサイバーセキュリティ対策に精通していること。
- d) 上記b)～c)の他の役務従事者は、Security Operation Center (SOC) 及びComputer Security Incident Response Team (CSIRT) 等での勤務やサイバー脅威情報の収集分析など役務を遂行するために有効となる部署での5年以上の実務経験や資格を有すること。

### 2.3 実施場所等

実施場所及び期間は、調達要領指定書による。

### 2.4 役務内容

#### 2.4.1 情報収集に関わる事項

契約相手方は、サイバー攻撃等に関して以下のとおり収集すること。

## a) 情報源

- 1) 国内外のWebサイト及びソーシャルメディア等に公開されている情報  
なお、一次情報（情報発信源）も参考にすること。
- 2) サイバーセキュリティ関連企業及びサイバーセキュリティ関連団体等が発行した情報
- 3) 契約相手方が保有する独自ソース及びコミュニティ並びに脅威インテリジェンスサービスから入手可能な情報
- 4) 契約相手方が独自に設置したセキュリティセンサによって収集される情報及びセキュリティ運用等によって収集される情報

## b) 収集情報

### 1) 情報収集の対象

- i) 日本国内外の重要インフラ
- ii) 日本国内外の防衛産業及び関連団体
- iii) 日本国の政府機関
- iv) 官側が指定する国及び地域
- v) サイバー攻撃者側のプラットフォーム

### 2) 情報収集を行う事象及び情報

- i) 世界各国及び地域で発生したサイバー攻撃事象及びサイバー攻撃に至らなかったサイバーアクション事象（サイバー攻撃に関する痕跡や通信先等のサイバー攻撃の状況を把握することができる情報を含む。）
- ii) システム及びネットワークに対する影響の大きい脆弱性攻撃に関する情報（官側が指定する特定の脆弱性攻撃を含む。）
- iii) 官側が指定する国及び地域に関するサイバー攻撃に関する活動
- iv) 官側が指定する国及び地域に関するサイバーに関連する政策、組織、サイバーセキュリティ関連企業の情報
- v) 過去事例を含めたサイバー攻撃者に関するサイバー攻撃の企図・能力に関する情報
- vi) サイバー攻撃者の攻撃プラットフォーム及びサイバー攻撃の痕跡に関する詳細情報（ドメイン、URL、IPアドレス、マルウェアのHash値の他、サイバー攻撃者側システムのOSやミドルウェア情報、内在する脆弱性情報を含む。）
- vii) 官側が指定する特定のアカウントやトピックに関するインフルエンスオペレーション分析に関する情報
- viii) i)～vii)について、日本語以外の言語により発信された情報を含むものとする。

### 3) センサによる情報収集

- i) 独自センサによって得られた日本国内における不審メール（スパムメール及びマルウェア添付メール）の着信量などの集計から推測できる傾向等に関する情報
- ii) ソーシャルメディアにおけるサイバー攻撃に関する情報発信の状況
- iii) 独自センサによって得られた日本国内におけるサイバー攻撃アラート及び通信ログを元にした情報（通信量、送信元の国及び地域、攻撃シグネチャ、通信ポートを含む。）及びその情報から推測可能な傾向に関する情報

## 2.4.2 情報整理に関わる事項

契約相手方は、2.4.1 から得られる成果から情報整理に関して次のとおり実施すること。

- a) サイバー攻撃の特徴を抽出し、監督官の指定するファイル形式で整理統合及び分類すること。
- b) センサデータは正規化、簡易分析を実施し、監督官の指定するファイル形式で統計処理すること。

#### 2.4.3 情報分析に関わる事項

契約相手方は、2.4.1 及び2.4.2 から得られる成果について、サイバー防護の観点及びシステム運用の方針に資する情報として、次のとおり分析すること。

- a) 特定のフレームワークに基づくサイバー攻撃の技術的手法及びTTP（サイバー攻撃の戦術・技術・手順），サイバー攻撃者に対する被害者、使用されたインフラなどの特徴を分析
- b) 過去のサイバー攻撃を含めたサイバー攻撃者の活動状況
- c) 官側が指定する国及び地域に関するサイバーセキュリティに関わる情報とサイバーセキュリティ以外の情報（国家戦略、政治動向、国家心理（思想）、軍と組織の関係等）との関連性及び契約相手方が有する地政学及び国際関係の知見を踏まえた情勢に関する分析
- d) 官側が指定するサイバーセキュリティ関連企業及びサイバーセキュリティ関連団体等が発行した各種レポート（OSINTの情報をベースとする場合も可とする。）の入手・分析（翻訳及び要約の作成を含む。）
- e) 一次情報として公開情報を引用する場合、その妥当性に関する評価
- f) 官側が指定する特定のアカウントやトピックに関するインフルエンスオペレーションの分析（ボットによる不審な活動、意図的な情報拡散の傾向、アカウントの帰属並びに相関関係、感情分析）

#### 2.4.4 その他の事項

##### a) 定期的業務

- 1) 役務従事者は、SOC等との連携や脅威インテリジェンスサービスから得た知識及び経験に基づく支援を実施すること。
- 2) サイバー攻撃又はセキュリティインシデントの発生する可能性が高くなる国際イベント及び国家イベントに関するソーシャルメディア等を含む公開情報の発信状況、サイバー攻撃者の活動状況、過去のサイバー攻撃事例等の状況について報告すること。
- 3) 契約相手側は、官側が週1回を基準に実施する報告会に参加し、2.4.1、2.4.2 及び2.4.3の業務を実施した役務従事者が、その成果について報告すること。

##### b) 非定期業務

- 1) 契約相手側（契約相手側の関係者を含む。）は、官側からの要望により定期業務以外の情報要求（以下、「非定期業務」という。）について、報告すること。
- 2) 情報要求の対応の可否及び報告時期については、監督官との協議のもと決定する。
- 3) 非定期業務として想定されるもの
  - i) 週次報告及び月次報告を行ったサイバー攻撃に関する技術的及びサイバー攻撃者に関する追加の調査と分析
  - ii) 主要国IT企業と政府の関係性を含めた、各企業に関する報告
  - iii) 官側が指定するサイバー攻撃者及び関係組織等の活動状況、傾向についての報告

##### c) その他

- 1) 役務従事者は、官側が指定する情報収集の焦点に対応し、2.4.1、2.4.2 及び2.4.3 の事項に

関する細部対象範囲は、協議の上決定及び変更できること。

- 2) 契約相手方は、報告及び提出物に関する官側の要望を反映するため、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

## 2.5 役務の実施要領

### 2.5.1 実施体制

- a) 契約相手方は、2.4 の業務を実施するため効果的で時宜を得た技術支援を実施しうる体制を整えるものとする。このため、必要に応じ、事前に監督官と調整の上、他のサイバーセキュリティ関連企業及びサイバーセキュリティ関連団体等と連携するものとする。
- b) 契約相手方は、2.4.1, 2.4.2 及び2.4.3 の業務を実施している役務従事者によるメール等受付体制を整えるものとする。受付時間は、原則として契約相手方の営業時間とするが、事前に監督官と調整の上、決定するものとする。

### 2.5.2 役務従事者

役務従事者は、監督官の指示により2.4 を実施するものとする。対応時間は、原則として、契約相手方の営業時間とするが、必要な場合は、その都度協議するものとする。

## 3 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 4 提出書類等

### 4.1 資格等証明書

契約相手方は、契約締結後速やかに、2.2 を満たすことを証明するための資格等証明書を作成し、監督官に提出するものとする。

### 4.2 役務実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、体制等を示したうえで役務実施計画書を作成し、監督官の確認を受けた後、監督官に提出する。役務実施計画書には別表として同期間を通して収集すると見積もられる事象を明記し、役務実施計画書の記載事項に変更が生じた場合には速やかに変更し、提出するものとする。

### 4.3 役務従事者名簿

契約相手方は、契約締結後速やかに別紙様式1により、役務従事者名簿を作成し、監督官に提出するものとする。

なお、当該名簿には管理者を明記し、記載事項に変更が生じた場合には速やかに変更し、提出するものとする。

### 4.4 役務時間確認書

契約相手方は、別紙様式2により、役務時間確認書を作成し、監督官に提出するものとする。

### 4.5 役務作業報告書

契約相手方は、別紙様式3により、役務作業報告書を作成し、監督官に提出するものとする。

### 4.6 役務作業で生じた各種資料等

契約相手方は、次の資料等を2.2 d)の役務従事者を含む複数名で確認し、監督官と調整のうえ提出するものとする。

#### **4.6.1 定常的な資料**

契約相手方は2.4.1, 2.4.2 及び2.4.3 に示した条件に合致する情報を収集、整理、分析を行い次のとおり報告を行う。

##### **a) 日次報告**

官側開庁日に収集した情報については、収集当日中に提出することを原則とし、提出時刻は、監督官との調整による。

提出にあたっては、情報収集日、情報源のURL、情報の概要等を一覧表に整理し、監督官が指定する様式および提出手段に従って提出すること。また、提出に際しては、官側および契約相手方の体制を考慮する。

##### **b) 週次報告**

- 1) 官側が指定する国又は地域において、前回の週次報告日以降、前日までに収集した情報（基準）から、契約相手方が本事業の趣旨及び目的を理解し、報告するサイバー攻撃に関する情報を監督官と調整し決定する。
- 2) サイバー攻撃の概要、技術的な分析結果、情報源から読み取れる重要な点等を含めて報告する。なお、その際、民側視点に立った分析等の内容を加える形で実施するものとする。
- 3) センサに関する分析結果を報告する。なお、平素トラフィックとの比較並びに国際イベント及び国内イベントとの関連性との分析を実施するものとする。
- 4) 報告期間内に確認された官側が指定するサイバー攻撃者の活動状況
- 5) サイバー攻撃又はセキュリティインシデントの発生する可能性の高くなる国際イベント及び国家イベントに関連していると思われるサイバー攻撃事象

##### **c) 月次報告**

- 1) 週次報告で報告されたサイバー攻撃を実行したと思われるサイバー攻撃者に関して、サイバー攻撃者の概要（オペレーション名、ターゲット国、業種、脅威者の関係国などのサイバー攻撃者の特徴を含む）及び過去の活動状況など踏まえ、現状の動向に関する分析結果
- 2) 週次報告を行ったサイバー攻撃に関して、その後に判明した事項及び他のサイバー攻撃との関連性・相関性に関する分析結果
- 3) センサに関わる報告において、月単位で集計した場合の特徴及び傾向

##### **d) 四半期報告**

- 1) 官側が指定する国又は地域におけるサイバー政策及びサイバー攻撃について、政治、経済、社会、国際関係などの観点を踏まえ、現在の動向並びに今後の情勢の変化、リスク及び脅威に関する分析結果
- 2) 1)の情勢の分析に資する情報源及び分析の根拠・考察に資する資料
- 3) 2.4.3 c)に関する事項（基準）を含めること。

##### **e) その他**

- 1) 官側が提示するサイバー攻撃者の活動状況表（アクター管理表）において、サイバー攻撃者の帰属国、活動の範囲、別名、最新の活動概要を纏める。
- 2) 契約相手方は、サイバー攻撃者側のプラットフォーム情報の提供要領を監督官と調整し、提供するものとする。

#### **4.6.2 非定期の資料**

- a) 官側が要望した非定期業務に関する報告

- b) 重要なセキュリティインシデント又は影響の大きい脆弱性情報及びサイバー攻撃情報を入手した際、監督官へ報告すること。
- c) 特に影響の大きい脆弱性及びやサイバー攻撃に関する情報については、官側の要求を待たず概要等を速報すること。

なお、速報後の細部報告の期限、関連情報の収集及び分析の方針については監督官と調整を行うこと。

#### **4. 6. 3 資料の提出**

- a) ファイル形式は、PDF 又はMicrosoft Office (Word, Excel 又はPowerPoint) とし、電子メール等により提出すること。
- b) 書式は必要に応じて監督官の指示にて変更作成すること。

### **5 その他**

#### **5. 1 議事録の作成**

契約相手方は、報告会等における議事録を作成し、監督官と調整後、提出すること。

#### **5. 2 報告要領**

各種報告は日本語による報告とし、日本語以外による報告の場合、通訳は契約相手方が準備すること。なお、専門用語の翻訳は事前に監督官と調整すること。

#### **5. 3 作業に使用する器材等**

契約相手方は、2.4 の役務内容を実施するために必要なパソコン、プリンタ、インターネット接続環境(Web 閲覧、電子メール利用等が行えること)、電話回線及び情報を蓄積する保存領域、可搬記憶媒体等について準備するものとする。

#### **5. 4 立入制限された区画への立ち入り**

この契約の履行に当たり、立入制限された区画に入る場合は個人ごとに許可が必要となるため、契約相手方は、立入申請要領について確認し、速やかに当該箇所に立ちに入る人員全員について所要の立入申請を行い、実際に立ち入る期日までに許可を得るものほか、監督官の指示に従うものとする。

#### **5. 5 官側の支援**

契約相手方は、官側の保有する器材及び施設の使用等について、官側の支援を必要とする場合には、事前に協議の上、無償で官側の支援を受けることができる。

#### **5. 6 仕様書の疑義**

この仕様書について疑義を生じた場合は、支担当官と協議するものとする。

**別紙様式 1**

役務従事者名簿

年 月 日

会社名 :

契約番号		契約年月日		契約件名		
本業務における担当	所 属	職 位	氏 名	専門性（資格等）	語 学	国 籍

## 役務時間確認書

契約相手方		調達要求番号		
契約件名				
契約番号		契約年月日		
役務実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
氏名	所属会社名	所属部門	作業時間	備考
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
役務責任者 氏名 <span style="float: right;">印</span>				
上記のとおり確認しました。				
年 月 日				
殿				
監督官 所屬 階級 氏名 <span style="float: right;">印</span>				

## 別紙様式 3

## 役務作業報告書

年 月

役務従事者 会社・部門・氏名	役務 内容	作業実施日及び作業時間																																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
2.4.1																																				
	2.4.2																																			
	2.4.3																																			
	2.4.4																																			
	計																																			
2.4.1																																				
	2.4.2																																			
	2.4.3																																			
	2.4.4																																			
	計																																			
2.4.1																																				
	2.4.2																																			
	2.4.3																																			
	2.4.4																																			
	計																																			
2.4.1																																				
	2.4.2																																			
	2.4.3																																			
	2.4.4																																			
	計																																			

**備考** 作業時間は時間単位とし、分は十進法により時間に換算する。この場合、小数点第2位までとし第3位以下は切り捨てる。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	25K2E20048
	調達要求年月日	令和7年10月27日
	作成部課	自衛隊サイバー防衛隊
	作成年月日	令和6年10月17日
品名	サイバー防護対処分析業務に必要な情報収集及び分析業務	
仕様書番号	JSO-14-8001K	

#### 指定事項

仕様書2.3項に係る事項は以下のとおりとする。

なお、細部は官側との調整による。

- a) 実施場所は、契約相手方の事務所等又は防衛省市ヶ谷地区内施設
- b) 期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。